

大東文化大学公的研究費への申請資格

平成 29 年 6 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、大東文化大学（以下、「本学」という）における公的機関の研究費助成制度（以下、「公的研究費という」）への申請要件について定めるものとする。

(要件)

第 2 条 公的研究費へ申請をしようとする者は、申請時からその研究期間満了時まで次に掲げる職位のいずれかにある者でなければならない。

- 一 専任教員（教授、准教授、講師、研究助手、実習助手、実験助手）
- 二 特任教員（特任教授、特任准教授、特任講師、助教、スポーツ・健康科学部特任実習助手）

(研究費交付後の要件)

第 3 条 公的研究費へ研究代表者又は研究分担者として申請をしようとする者は、次に掲げる交付後の要件を予め承諾しなければならない。

- 一 当該研究を本学の活動として行うこと。
- 二 研究経費の管理を本学に委任すること。
- 三 間接経費及びそれに類する経費が交付される場合は、本学にそれを納めること。
- 四 公的研究費の使用にかかる本学諸規程を遵守すること。